

京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議設置要綱

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

告示第 3 0 6 号

(設置)

第 1 条 京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画及び京丹後市都市拠点構想（以下「都市拠点公共施設整備基本計画等」という。）の見直し検討をするために、京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画等検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市拠点公共施設整備基本計画等の見直し検討に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、都市拠点公共施設整備に関すること。

(組織)

第 3 条 検討会議は、委員 1 0 人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 京丹後市区長連絡協議会の委員
- (2) 社会福祉団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
- (3) 京丹後市子ども未来まちづくり審議会の委員
- (4) 京丹後市文化芸術振興審議会の委員
- (5) 京丹後市図書館協議会の委員
- (6) 知識経験を有する者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

2 市長は、必要に応じて、前条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱した日から 1 年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討会議に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 検討会議は、委員定数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市長公室政策企画課都市・地域拠点整備推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

京丹後市立図書館条例

平成16年4月1日

条例第114号

(設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して、住民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、京丹後市立図書館を設置する。

2 必要に応じ分館及び閲覧所を設置することができる。

(名称及び位置)

第2条 京丹後市立図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
京丹後市立峰山図書館	京丹後市峰山町杉谷1030番地
京丹後市立あみの図書館	京丹後市網野町網野385番地の1

(業務)

第3条 京丹後市立図書館（以下「図書館」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書その他の図書館資料（以下「資料」という。）を収集し、整理保存して、広く住民の利用に供すること。
- (2) 読書案内及び読書相談に応ずること。
- (3) 読書会、読み聞かせ、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催するとともに、その奨励を行うこと。
- (4) 他の図書館、学校、公民館、資料館等との連携及び相互貸借を行うこと。
- (5) 学習情報等の提供及び団体活動等のデジタル情報化を支援すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要なこと。

(管理及び運営)

第4条 図書館は、常に良好な状態にあるように管理し、第1条に規定する設置目的に応じ、最も効率的に運営しなければならない。

(職員)

第5条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第13条の規定により、図書館に館長その他必要な職員を置く。

2 分館に分館長その他必要な職員を置くことができる。

(利用の許可)

第6条 図書館は、第1条に規定する設置目的を妨げない限度において自由に利用することができる。ただし、別に定める施設（以下「許可施設」という。）の部分を利用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をする場合において、図書館の管理上必要な条件を付することができる。

（利用の制限）

第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可施設の利用を許可しない。

- (1) その利用が図書館の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、図書館の管理上支障があるとき。

（利用権の譲渡等の禁止）

第8条 第6条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備の制限）

第9条 利用者は、許可施設を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

（利用許可の取消し等）

第10条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、館長は、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第11条 利用者は、許可施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により利用の停止又は許可

の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、館長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

- 第12条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の設置)

- 第13条 法第16条の規定により、図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の組織)

- 第14条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

- 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

京丹後市立図書館条例施行規則

平成16年4月1日

教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市立図書館条例（平成16年京丹後市条例第114号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 条例第5条の規定により京丹後市立図書館（以下「図書館」という。）に置かれる職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、館務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- (2) 他の職員は、館長の命を受け、業務に従事する。

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、別表第1に定めるとおりとする。

2 館長は、前項に規定する休館日のほか、図書館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第4条 図書館の利用時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申請)

第5条 条例第6条第1項に規定するあみの図書館の施設は、集会室、研修室及び情報創作室（以下「集会室等」という。）とする。

2 集会室等を利用する者（以下「利用者」という。）は、あみの図書館利用申請書（様式第1号）を提出し、館長の許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第6条 条例第6条第1項の規定による利用の許可は、あみの図書館利用許可書（様式第2号）により行うものとする。

(利用者の遵守すべき事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに、図書館内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告

物の提示等を行わないこと。

(3) 許可を受けずに、火気等を利用し、又は所定の場所以外において飲食し、若しくは喫煙しないこと。

(4) 許可を受けずに、備え付けた備品等を移動しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が別に指示した事項に従うこと。

(入館の禁止等)

第8条 館長は、図書館内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者及び職員の指示に従わない者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。

(損害の賠償)

第9条 図書館の資料、設備等を破損又は紛失し損害を与えた者は、現品又は相当の代価をもって弁済しなければならない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(管理上の指示)

第10条 館長は、図書館の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に立ち入り、必要な指示をすることができる。

(利用終了の届出)

第11条 利用者は、図書館の施設等の利用を終了したときは、速やかに職員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第12条 利用者は、条例第11条の規定により原状に回復したときは、職員の点検を受けなければならない。

(館内の利用)

第13条 館内において図書その他の図書館資料（以下「資料」という。）を利用する者は、職員の指示に従うとともに、所定の場所で利用し、利用を終えたとき又は閉館時には、資料を返納しなければならない。

(貸出しの対象者)

第14条 資料の貸出しを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者又は市内の事業所若しくは学校に勤務し、若しくは在学する者

- (2) 市内の事業所、機関、団体等の代表者
- (3) 図書館等相互利用に関する協定書に規定する相互利用の対象者
- (4) 京都府北部地域連携都市圏の構成自治体に住所を有する者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、館長が特に適当と認める者

(貸出しの手続)

第15条 資料の貸出しを利用する者は、図書館利用カード申込書（様式第3号）を館長に提出し、図書館利用カードの交付を受けなければならない。

(貸出資料数及び期間)

第16条 1人が同時に貸出しを受けることができる資料は、20点以内とし、貸出期間は、貸出日の翌日から起算して14日以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、別に期間を指定することができる。

2 第14条第2号に規定する代表者が同時に貸出しを受けることができる資料数及び期間は、館長が別に定める。

3 資料の貸出しを受けた者が、貸出期間中に返却しない場合は、直ちに返却の督促をするものとする。

(資料の返納)

第17条 館長は、資料を貸出期間内に返納しなかった者に対し、その状況により一定の期間資料の利用を禁止することができる。

(移動図書館車)

第18条 資料を利用しようとする者の便宜を図るために、移動図書館車を設置することができる。ただし、移動図書館車に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(貸出禁止資料)

第19条 次に掲げる資料は、貸出しを禁止することができる。

- (1) 貴重な資料
- (2) 郷土資料
- (3) 事典、辞書、年鑑その他これらに類する資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が貸出しを不適当と認め指定した資料

(資料の複写)

第20条 利用者は、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定により認められる範囲内

において、館長の承認を受けて資料を複写することができる。

2 複写に要する費用は、利用者が負担しなければならない。

(対面朗読)

第21条 視覚障害者は、図書館において、対面朗読を受けることができる。

(代理人貸出し及び在宅貸出し)

第22条 身体障害者等で、来館して図書館を利用することが困難であると認められる者は、その者の代理人により資料の貸出しを受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、代理人を選ぶことが困難な者は、図書館からの図書の配送による貸出しを受けることができる。

(寄贈)

第23条 図書館は、資料の寄贈を受け、他の資料と同様の取扱いにより、一般の利用に供することができる。

(図書館協議会の役員)

第24条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、これを代理する。

(協議会の会議)

第25条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(協議会の庶務)

第26条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(分館)

第27条 分館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

図書館の名称	分館の名称	位置
京丹後市立峰山図書館	大宮図書室	京丹後市大宮町口大野228番地の1
	弥栄図書室	京丹後市弥栄町溝谷3443番地の2
京丹後市立あみの図書館	丹後図書室	京丹後市丹後町間人1780番地

	久美浜図書室	京丹後市久美浜町 8 1 4 番地
--	--------	-------------------

(その他)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

京丹後市こども未来まちづくり審議会条例

平成21年3月30日

条例第16号

(設置)

第1条 市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市こども未来まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) 少子化対策の推進に関すること。
- (6) その他子ども・子育て支援及び子どもの育成の推進に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉、医療又は子ども・子育て支援事業に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の経験を有する者
- (3) 事業主及び労働者並びに地域ボランティア組織又は民間非営利団体の関係者
- (4) 教育経験を有する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員のうち、職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。